

インターナショナルスクール誘致に関する
サウンディング型市場調査
実施要領

1 調査の背景・目的

本市は、令和5年11月に、静岡商工会議所から、主に外国人材の獲得のため、その家族、特に、その子どもを受け入れる環境整備に向けた、インターナショナルスクール誘致に関する要望を受けたことを踏まえ、その実現可能性について、産業界をはじめとした関係機関と検討することとしました。

温暖な気候と豊かな自然に加え、富士山を望むロケーションや首都圏への便利な交通アクセスといった、他都市にはない優位性の下、その稀有な環境を最大限活用した、様々な教養教育が行われるインターナショナルスクールの整備が期待されます。

つきましては、本市におけるインターナショナルスクール誘致の基本的な考え方や、その市場性について、民間事業者等の皆様から幅広くご意見又はご提案をいただきたく、サウンディング型市場調査を実施します。

【サウンディング型市場調査】

市が事業の発案段階において、民間事業者等から広く意見又は提案を求め、市場性の有無、民間のアイデア等を把握するために実施するもの。

2 調査概要

主に国内外の児童生徒を受け入れるインターナショナルスクールを想定し、それらインターナショナルスクールの誘致や運営事業に参入意向のある民間事業者をはじめ、様々な事業者からのご意見・ご提案を広く募集します。

(1) 調査期間

令和6年3月11日（月）から令和6年4月12日（金）まで

(2) 調査対象者

インターナショナルスクールの運営事業者、運営に参入意向のある事業者又は教育関連・建設関連の事業者等

(3) 調査の流れ

内容	実施時期
実施要項等公表	令和6年3月11日（月）
参加事業者募集期間	令和6年3月11日（月）～4月12日（金）
サウンディング（対話）期間	令和6年3月11日（月）～4月12日（金）
資料の提出（任意）	サウンディング（対話）実施日の3営業日前まで
結果の公表（予定）	令和6年4月中旬以降

(4) 調査内容（詳細は、別紙「サウンディング型市場調査 対話項目」をご確認ください）

本調査でお聞きしたいと考えている主な項目は、以下のとおりです。

- ① 本市でのインターナショナルスクール運営への参入意欲
- ② インターナショナルスクール誘致及び運営に向けた諸条件（想定するエリア、環境条件及びその規模等）並びにその需要予測 等
- ③ その他インターナショナルスクール誘致に係る意見、質問 等

3 手続きについて

(1) 参加申込方法

様式1「サウンディング型市場調査 参加申込書」に必要事項を記入し、下記のメールアドレスあて、提出してください。

なお、資料の作成及び提出は求めませんが、必要な場合は、提出をお願いします。

メールアドレス：kikaku@city.shizuoka.lg.jp

参加申込期間：令和6年3月11日（月）から令和6年4月12日（金）まで

(2) 対話の実施

対話は、個別に実施します。

日 時：令和6年3月11日（月）から令和6年4月12日（金）まで

場 所：対面とリモート会議のいずれかで実施します。参加申込時に選択してください

・対 面 静岡市役所静岡庁舎内の会議室を予定。

・リモート 「Zoom」を使用します。ミーティング ID 等は、参加申込後、別途ご案内します。

(3) 質問の受付・回答

サウンディング型市場調査の対話項目への質問の受付・回答は、様式2「質問書」又は任意様式にて、対応いたします。提出される方は、必要事項を記入の上、「kikaku@city.shizuoka.lg.jp」あてご提出ください。

(4) その他

参加申込みが多数あった場合は、対話の実施日時について調整を行います。

なお、日本語以外での対話をご希望の場合は、別途、その旨ご連絡ください。

4 留意事項

(1) 本調査への参加及び調査内容の取扱い

事業化が決定した場合において、本調査への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

調査内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。対話内容は、あくまでその時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

(2) 本調査に関する費用の負担について

本調査の参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加調査への協力

必要に応じ、追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

(4) 実施結果の公表について

提案いただいた内容については、概要として取りまとめの上、令和6年4月中旬以降（予定）に市のホームページで公表します。また、提案者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に提案者あて公表内容の確認を行います。

なお、「静岡市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、提案者に事前に連絡の上、本条例に定める範囲において、公開する場合があります。

(5) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、本調査に参加することはできません。

- ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ② 暴力団（静岡県暴力団排除条例（平成 25 年静岡県条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者

5 参考資料

- ・ インターナショナルスクール誘致に関するサウンディング型市場調査 静岡県 概要資料
- ・ 静岡商工会議所 要望書

6 問い合わせ先

連絡先：静岡県 企画局 企画課 移住・事業推進係

所在地：静岡県葵区追手町 5-1 静岡庁舎 新館 9 階

電話番号：054-221-1240

Eメール：kikaku@city.shizuoka.lg.jp